

税務課からのお知らせ

家屋調査にご協力ください

令和6年度固定資産税の課税に向けて、家屋の調査をしています。調査へのご協力をお願いします。

■新築・増築・取り壊し

令和5年中に、家屋の新築や増築などによる床面積の増減、または取り壊しをした場合は、12月中にご連絡ください。

また、新築で未登記の家屋の場合、納税義務者申告書を提出してください。

※すでに税務課職員による聞き取り調査が終了している場合は、連絡不要です。

■所有者の変更は届け出を

売買・贈与・相続などで、未登記の家屋(法務局で登録されていない建物)の所有者を変更した場合は、税務課に届け出をお願いします。

※登記家屋などの所有者変更は、法務局での手続きとなりますので、税務課への届け出は不要です。



手元に無い軽自動車・バイクの納付書が届いていませんか?

手元に無い軽自動車やバイクの納付書が届いている場合、廃車や名義変更の手続きが完了していない可能性があります。そのままにせず、ご確認をお願いします。

盗難や紛失の場合は、届出を警察署に出した後、管轄窓口での廃車手続きが必要です。

また、軽自動車税は4月1日時点の所有者に課税されます。

(使用していなくても、所有している場合は課税の対象となります。)

ご不明な場合は下記までお問い合わせください。



事業用資産は申告が必要です

固定資産の課税対象には、土地、家屋の他に「償却資産」があります。

事業を行っている個人事業主、法人の方は1月末までに償却資産の申告をお願いします。申告方法や申告書は市のホームページをご覧ください。

業種の例	主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、駐車場設備、太陽光発電設備、ブラインド、LAN設備、受変電設備 など
農業	ビニールハウス、自走式耕運機、田植機、乾燥機、もみすり機 など
建設業	大型特殊自動車(分類番号が「0,00～09及び000～099」、「9,90～99及び900～999」)、重機、建機 など
喫茶・飲食店	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、テレビ、カラオケ機器 など
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け など
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装、太陽光発電設備、中央監視制御装置 など



▼市HP



■届出・問い合わせ/税務課 ☎088-880-6554

資産税係(家屋調査・償却資産)、税務管理係(軽自動車・バイク)

3カ月で自分を元気にする事業を行いました!

～いくつになっても元気になる!～

来年度の本格実施に向けた3カ月間の「令和5年度南国市短期集中予防プログラム」

どんなプログラムなの?



「元の生活」、「望む暮らし」を取り戻すことを目標に、自宅での過ごし方や取り組むべき課題について、リハビリ専門職との面談を中心として、介護予防を学び実践します。

- 今年度は、
- ・介護老人保健施設JAいなほ
 - ・南国厚生病院
 - ・南国中央病院

の3カ所でモデル実施しています。



卒業生の声



地区公民館でニュースポーツを楽しむ森田恒雄さん

元々、乗り気ではなかったが、教室に通い他の参加者と共に運動し、自宅で無理なくできる体操を提案してもらい楽しく参加できた。スーパーでのボランティアを通して人との交流の大切さに気付き、今ではこうして体操教室やニュースポーツに参加し、地域の方と知り合えて良かった。

これからも自分の身の回りのことは自分でできるように、この地域ですっと暮らしていきたい。

専門職の声



短期集中予防プログラムでは、単純に運動をするだけでなく、いかにご自身で運動をする習慣を身につけるかが非常に大切になります。そのため、運動だけでなく、個別面談や訪問による在宅での支援も実施することで、より個人に合わせた運動や生活習慣の提案を行います!



南国中央病院 倉持 裕之 理学療法士

元気になる! 2つの秘密

1. 個別面談

リハビリ専門職による、個別面談を毎週実施!



2. セルフマネジメント手帳

自宅における日々の取り組みをサポートする手帳!



■問い合わせ/長寿支援課介護保険係 ☎088-880-6556
地域包括支援センター ☎088-804-6010